

## 東近江市立小中学校いじめ防止基本方針(大要)

### 1 いじめに対する基本的な考え方

教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

- ・どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。
- ・人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめられる側にも問題があるという見方は誤りである。
- ・被害者の立場に立った指導を行う。
- ・家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ・学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめ防止の基本姿勢

- ・いじめをゆるさない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ・早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ・家庭や各種団体等と連携して取り組む。
- ・「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

### 2 いじめの未然防止のための措置 (未然防止のための取組等)

年間を見通した予防的な取り組みを計画し、協力協働体制で組織的に取り組む。

子どもや学級の様子を知る

- ・教職員の気づきが基本
- ・意識調査や人間関係を捉える調査等

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ・自尊感情を高める
- ・子どもたちのまなざしと信頼
- ・心の通い合う教職員の協力協働体制

命や人権を尊重し豊かな心を育てる

- ・人権教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の充実
- ・コミュニケーション活動の充実

保護者や地域の方への働きかけ

- ・PTAの会議や保護者会、研修会等
- ・学校・学年だより等

### 3 早期発見のための措置 (いじめを見逃さない手立て等)

教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を高めることが求められる。

子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。

共感的に理解する

子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

早期発見のための手立て

- ・日々の観察
- ・観察の視点・・・集団を観る視点
- ・日記や連絡帳の活用
- ・教育相談の実施
- ・いじめ実態調査アンケートの実施

### 4 いじめに対する措置 (発見したいじめに対する対処等)

「いじめ対策委員会」を招集する。  
いじめられた子どもを徹底して守る。  
見守る体制を整備する(登下校・休み時間等)

**正確な実態把握**

当事者双方、周りの子どもから聴き取り関係  
教職員と情報を共有

**指導体制・方針決定**

ねらいの明確化と教職員の共通理解、役割分担  
教育委員会、関係機関との連携

**子どもへの指導・支援**

いじめられた子どもを保護  
いじめた子どもに人権意識をもたせる指導

**今後の対応**

継続的に支援、カウンセラー等による心のケア

**保護者との連携**

具体的な対策、協力依頼

## 5 いじめ防止年間計画

月	学校体制 取組評価アンケート、組織会議、校内研修会、等	いじめの未然防止対策 「居場所づくり」「絆づくり」等	早期発見の手立て いじめアンケート、教育相談、等
4	生徒指導部会 いじめ対策委員会	地区児童会	教育相談日 家庭訪問
5	生徒指導部会 子どもを語る会	児童集会（1年生をむかえる会） ひとり一鉢栽培	学級懇談会 教育相談日
6	生徒指導部会	人権部会(やさしさの木) あすなろ集会	教育相談日
7	生徒指導部会	人権教育研修会(親子学習会) 地区児童会	教育相談日 地区別懇談会 期末懇談会 いじめアンケート
8	生徒指導部会 子どもを語る会 研修会		
9	生徒指導部会 いじめ対策委員会		教育相談日
10	生徒指導部会	たてわりウォーク	教育相談日 いじめアンケート
11	生徒指導部会 子どもを語る会	やさしさの木 人権週間の取組 あすなろ集会	教育相談日 教育相談週間(児童)
12	生徒指導部会	地区児童会	教育相談日 個別懇談会
1	生徒指導部会 いじめ対策委員会		教育相談日
2	生徒指導部会 子どもを語る会	6年生を送る会	教育相談日
3	生徒指導部会 引き継ぎ	地区児童会	教育相談日